

知事コメント

先般の関与取消訴訟の判決では、沖縄防衛局からの申請の目的は「移植したサンゴの生残率をできる限り高めることにある」との判断が示されたことから、県では、同判決で示された目的を達成するために必要な条件を附して許可処分を行ったものであります。

しかし、沖縄防衛局は、水温が高く台風の襲来が見込まれる時期である7月29日に移植を開始しました。このような時期に移植を開始することは、専門的、技術的知見に照らし、移植サンゴ類の生残可能性を低下させるものであり、もはやサンゴ類の避難措置という目的に照らして適切なものと判断されず、いたずらにサンゴを死滅させる恐れのある行為であり、水産資源の保護培養に資する行為であるとはいえません。

沖縄県は、沖縄防衛局長がこのような行為を行っていることについて、専門的、技術的見地から、国民や県民に対して明確に説明責任を果たすべきであると考え、沖縄防衛局を通じて同局に科学的・専門的助言を行っている環境監視等委員会に公開質問を行いました。

しかし、沖縄防衛局からは、公開質問に対し、環境監視等委員会は、事業の環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性・客観性を確保するため、沖縄防衛局に対し、科学的・専門的助言を行うことを目的とするものであり、公

開質問状に回答するべき立場になく、また、沖縄防衛局もサンゴ類の特別採捕許可取消処分の取消しを求めて農林水産大臣に審査請求をしていることから回答しない旨、令和3年10月5日付けで回答がありました。

このような沖縄防衛局の対応は、国民・県民に対する説明責任を全く果たしていないだけでなく、先般の関与取消訴訟の判決でも求められた「移植したサンゴの生残率をできる限り高める」という目的を達成しようとする姿勢も全く見ることができず、大変残念というほかありません。

今後、日本サンゴ礁学会サンゴ礁保全学術委員会からの見解が示される予定です。

県としましては、同委員会の見解をふまえつつ、サンゴ特別採捕許可に関する対応の正当性を主張してまいります。

令和3年10月6日

沖縄県知事 玉城 デニー